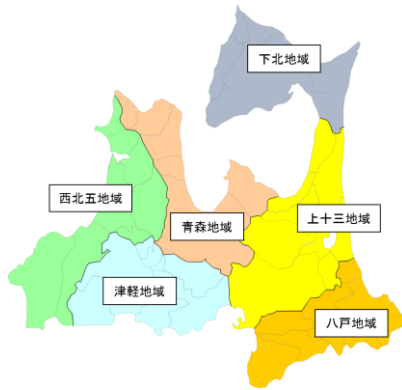


青森県地域医療構想の概要

地域医療構想の趣旨

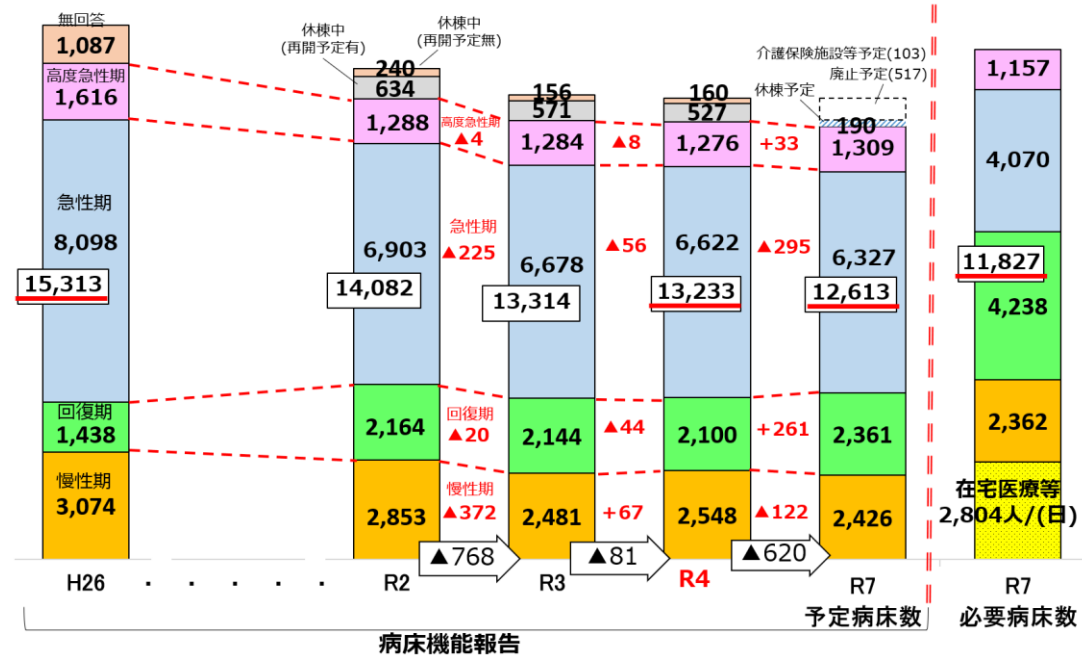
- 平成26年(2014年)制定の医療介護総合確保推進法及び改正医療法に基づき、平成28年度(2016年度)までに全ての都道府県で策定。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に必要なとされる病床数を4つの医療機能ごと(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)に推計して、病床の機能の分化及び連携の推進を図る。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して、医療機関による病床規模や医療機能の見直しの取組を支援。

各構想区域



病床機能報告と必要病床数の比較

- 令和7年(2025年)の必要病床数は、平成26年病床機能報告に比べ、3,486床少ないものとなっている。
- 病床機能報告による病床数は、必要病床数に着実に近づいている。



(注) 必要病床数は、令和7年に向けて病床の機能分化・連携を図るとともに、在宅医療等(居宅のほか、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等を含む)の提供体制が整備されることを前提として推計。

地域医療構想の取組実績

- 地域医療介護総合確保基金の活用により、地域医療構想の実現に着実に向かっている。

【取組例】

- ・ 病床削減：大鰐診療所(病院60床→診療所19床)
- ・ 病床機能転換：板柳中央病院(48床 急性期→回復期)

今後の地域医療構想

- 令和7年(2025年)以降の地域医療構想については、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる令和22年(2040年)を視野に入れつつ、国において、課題整理・検討を行っている。